

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び

管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

○改正のポイント

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四四十号）（環境省）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一この規定を除く。）の施行日は、平成十四年一月十二日とすることとしている。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

○政令第四百四十号（平成十三年十二月二十八日）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等

及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行期日は、平成十四年一月十二日とする。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び

管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

○改正のポイント

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四四一号）（環境省）

1 手数料の額等（第八条関係）

ファイル記録事項の開示の実施に係る手数料の額、納付の方法等を定めることとしている。

2 電子情報処理組織の使用等による届出または請求の方法（第九条関係）

排出量等の届出並びに対応化学物質分類名への変更及び維持の請求について、電子情報処理組織を使用し、又は磁気ディスクにより行う方法を定めることとしている

3 電子情報処理組織を使用した通知の方法（第十条関係）

対応化学物質分類名への変更及び維持の請求に対する諾否の通知について、電子情報処理組織を使用して行う方法を定めることとしている。

4 磁気ディスクによる開示の方法（第十一条関係）

ファイル第六事項の開示の実施について、磁気ディスクにより行う方法を定めることとしている。

5 この政令は、平成十四年一月十二日から施行することとしている。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

○政令第四百四十一号（平成十三年十二月二十八日）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十九条並びに第二十条第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定す

<http://www.kankyonews.com>

る。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の四条を加える。

（手数料の額等）

第八条 法第十九条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき

二十円

二 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。第九条第三項において同じ。）に複写したものの交付一枚につき八十円に○・

五メガバイトまでごとに二百六十円を加えた額

三 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。第九条第三項において同じ。）に複写したものの交付一枚につき二百円に○・五メガバイトまでごとに二百六十円（法第十条第二項に規定する開示請求に係る年度のファイル記録事項のすべてを複写したものの交付をする場合にあっては、二百メガバイトまでごとに八百九十円）を加えた額

2 手数料は、法第十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙をはって納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。

3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか郵送料を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

（電子情報処理組織の使用等による届出又は請求の方法）

第九条 電子情報処理組織を使用して法第五条第二項の規定による届出又は法第六条第一項若しくは第八項の請求（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、法第二条第七項の入出力装置（届出等をしようとする者の使用に係るものであって、主務大臣が定める技術的基準に適合するものに限る。）から入力しなければならない。

2 前項に規定する入力、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、法第五条第二項の規定に

よる届出にあっては都道府県知事に、法第六条第一項又は第八項の請求にあっては主務大臣にそれぞれ届け出た者が行わなければならない

3 磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下この項及び第十一条において同じ。）により届出等をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該届出等に係る事項を記録した磁気ディスクを、法第五条第二項の規定による届出にあっては都道府県知事に、法第六条第一項又は第八項の請求にあっては主務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

（電子情報処理組織を使用した通知の方法）

第十条 主務大臣は、電子情報処理組織を使用して法第六条第四項又は第五項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による通知（以下この条において単に「通知」という。）を行うときは、法第二条第七項の入出力装置（当該主務大臣の使用に係るものに限る。）から入力して法第六条第一項又は第八項の請求をした者の使用に係る法第二条第七項の入出力装置（当該主務大臣が定める技術的基準に適合するものに限る。）に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

2 主務大臣は、電子情報処理組織を使用して通知を行うことにつき、あらかじめ、その相手方の同意を得なければならない。

（磁気ディスクによる開示の方法）

第十一条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第十一条の規定による開示を行うときは、開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

附 則

この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定（第五条第一項の規定を除く。）の施行の日（平成十四年一月十二日）から施行する。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

○経済産業省令第二百二十二号（平成十三年十二月十七日）

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第四条第三項及び第十七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する
<http://www.kankyonews.com>

法律施行規則の一部を改正する省令

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（昭和六十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第二十一条 経済産業大臣は、特定手続について、電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機と、特定手続を行う者の使用に係る電子

計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項において「特定手続」とは、次に掲げる手続をいう。

一 法第四条第三項又は第十七条の規定による届出

二 第十四条の規定による報告

3 第一項の規定により行われた特定手続は、同項の経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に経済産業大臣に到達したものとみなす。

4 次の各号に掲げる者が、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、第五条、第十二条の二及び第十四条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を第一項の電子計算機（特定手続を行う者の使用に係るものであつて、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。）から入力しなければならない。

一 法第四条第三項の規定により経済産業大臣に特定物質の製造数量の届出をしようとする者
第一項の経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定物質製造数量届出様式に記録すべき事項

二 法第十七条の規定により経済産業大臣に特定物質の輸出に関する届出をしようとする者
第一項の経済産業大臣の使用に係る電子計算機に

備えられたファイルからニュ打て可能な特定物質輸出数量届出様式に記録すべき事項

三 第十四条の規定により経済産業大臣に特定物質製造等実績の報告をしようとする者
第一項の経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定物質製造等実績報告様式に記録すべき事項

5 前項各号に掲げる者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する情報（以下「電子証明書」という。）であつて、次の各号いずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一 商業登記法（昭和三十六年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 前号に規定するもののほか、経済産業大臣が告示で定める電子証明書

附 則

この省令は、平成十三年十二月二十八日から施行する。ただし、第二十条の次に一条を加える改正規定（第二十一条第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。